

No.1 ○豊明市議会定例会開会議会会議録(第1号)

平成24年5月16日

1. 出席議員

1番	川上 裕	議員	2番	毛受 明宏	議員
3番	近藤 郁子	議員	4番	藤江 真理子	議員
5番	早川 直彦	議員	6番	近藤 善人	議員
7番	三浦 桂司	議員	8番	平野 龍司	議員
9番	平野 敬祐	議員	10番	近藤 千鶴	議員
11番	一色 美智子	議員	12番	村山 金敏	議員
13番	近藤 恵子	議員	14番	山盛 左千江	議員
15番	杉浦 光男	議員	16番	安井 明	議員
17番	伊藤 清	議員	18番	堀田 勝司	議員
19番	月岡 修一	議員	20番	前山 美恵子	議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	成田 宏 君	議事課長	松林 淳 君
議事課長補佐	石川 晃二 君	議事担当係長	馬場 秀樹 君
兼庶務担当係長			

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	石川 英明 君	副市長	平野 隆 君
		(市民生活部長・健康福祉部長事務取扱)	
教育長	後藤 学 君	行政経営部長	伏屋 一幸 君
経済建設部長	横山 孝三 君	消防長	成田 泰彦 君
教育部長	神谷 巳代志 君	秘書政策課長	鈴木 美智雄 君
財政課長	吉井 徹也 君	総務防災課長	相羽 喜次 君
高齢者福祉課長	原田 一也 君	医療健康課長	加藤 賢司 君
都市計画課長	野村 芳明 君	環境課長	土屋 正典 君
会計管理者	深谷 義己 君	監査委員事務局長	前田 鑛 君

5. 議事日程

- (1) 会議録署名議員の指名
- (2) 会期の決定
- (3) 報告第1号 平成23年度豊明市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越報告について
- (4) 議案上程・提案説明・討論・採決
議案第41号 固定資産評価員の選任について
- (5) 承認第2号 専決処分事項の承認について(豊明市税条例の一部改正)
承認第3号 専決処分事項の承認について(豊明市都市計画税条例の一部改正)
承認第4号 専決処分事項の承認について(豊明市国民健康保険税条例の一部改正)
承認第5号 専決処分事項の承認について(平成23年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第4号))
- (6) 選任第1号 常任委員会の委員の選任について
- (7) 選任第2号 議会運営委員会の委員の選任について

6. 本日の会議に付した案件

- (1) 会議録署名議員の指名
- (2) 会期の決定
- (3) 報告第1号
- (4) 議案上程・提案説明・討論・採決
議案第41号
- (5) 承認第2号から承認第5号まで
- (6) 議長の辞職許可の件について
- (7) 議長の選挙について
- (8) 副議長の辞職許可の件について
- (9) 副議長の選挙について
- (10) 議案第42号 監査委員の選任について
- (11) 選任第1号
- (12) 選任第2号
- (13) 選挙第1号 東部知多衛生組合議会の議員の補欠選挙について
- (14) 選挙第2号 愛知県競馬組合議会の議員の補欠選挙について
- (15) 動議第2号 議会の閉会中における議会運営委員会の継続調査について

午前10時開会

No.2 ○議長(平野敬祐議員)

皆さんおはようございます。

本日、平成24年豊明市議会定例会が招集されるに当たり、定刻にご参集をいただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員20名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年豊明市議会定例会を開会いたします。

市長よりあいさつを願います。

石川市長。

No.3 ○市長(石川英明君)

皆さんおはようございます。

平成24年豊明市議会定例会の開会に当たりまして、全議員の皆様には定刻にご参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

本議会は昨年6月に可決されました議会基本条例に基づく初めての議会であり、その記念すべき開会の日、こうして皆様と席を同じくしておりますことは、まことに光栄であります。

議会基本条例の目指す開かれた議会を皆様とともに構築していけますよう努力していく所存であります。

さて、東日本大震災から早1年余りが過ぎました。この間、国はもとより、都道府県、市町村など全国から幅広い支援があったにもかかわらず、いまだに復興が思うように進まず、多くの方々がふるさとに帰れない現状であります。

当市におきましても、県の市長会からの要請に応じ、宮城県岩沼市の教育委員会に秘書政策課の職員1名を1年間派遣しておりますが、被災による職員不足は解消されておらず、復興が進まない要因になっております。

今後は、このような職員派遣活動が全国に広がり、1日も早く住民の皆さんが平常の生活に戻れることを強く望んでおります。

最近においては、瓦れきの受け入れに関し愛知県が前向きな姿勢を表明しています。4月に開催されました県の市長会におきましても議論され、今後は安全性に向けた研究をしていくことになりました。

瓦れきの受け入れにつきましても、復興に欠かせない問題であると同時に、汚染拡大の懸念もあり、この研究結果を注意深く見守り、近隣自治体の皆さんと協議を重ねながら進めていきたいと考えております。

さて、私も市長就任以来、2年目を迎えました。3月議会でお認めいただいた予算をもと

に、私が目指す住民参加による新しい公共の実現に向け、全力で諸施策の実現に向け努力してまいります。

また、そうしたことを行う上においては、議会の皆様方との連携を図りながら、諸施策に当たっていきたくと考えておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

さて本日、提案を申し上げます案件は、議会の人事案件のほか、専決案件など8件でございます。それぞれ十分にご審議をいただき、お認めをいただきますようお願い申し上げます。開会のあいさつといたします。

No.4 ○議長(平野敬祐議員)

ご苦労さまでした。

今定例会及び開会議会の議事運営につきましては、あらかじめ議会運営委員会で日程等をご協議いただいておりますので、その結果を委員長より報告願います。

三浦桂司議会運営委員長。

No.5 ○議会運営委員長(三浦桂司議員)

皆さんおはようございます。

議長よりご指名がございましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

今定例会及び開会議会の運営について、去る5月9日午前10時より委員会を開催し協議をいたしましたが、その結果については、既に皆さんに文書にてご連絡がしてありますので、主な事項についてのみ報告をいたします。

初めに、会議の日程であります。通年議会の実施により今定例会の会期は、本日より平成25年4月29日までの349日間とし、今開会議会の議会期間は本日1日と決しました。

次に、付議案件の取り扱いであります。報告案件1件については、理事者より報告を受けた後に質疑を行います。

続いて、議案第41号については、人事案件でありますので、質疑及び委員会付託を省略して討論・採決を行います。

続いて、承認4件については一括議題とし、提案説明及び質疑を行った後に、承認番号順に討論・採決を行うことといたしました。

なお、質疑については、同一議員につき2回以内といたします。

その他の付議案件は、議会の人事に関するものでありますので、日程に従って議長より順次、お諮りがあると思っておりますので、よろしくお願いたします。

最後に、地球温暖化防止など環境負荷低減のために、開会議会からクールビズの取り組みの一環として、本会議場等での上着及びネクタイの着用は自由といたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.6 ○議長(平野敬祐議員)

ご苦労さまでした。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付をいたしました議事日程表に従い会議を進めます。

議案説明のため地方自治法第121条の規定により、市長以下関係職員の出席を求めたので、報告いたします。

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

豊明市議会会議規則第81条の規定により、今開会議会の会議録署名議員に6番 近藤善人議員と15番 杉浦光男議員を指名いたします。

日程2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から平成25年4月29日までの349日間といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.7 ○議長(平野敬祐議員)

ご異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日から平成25年4月29日までの349日間と決定いたしました。

なお、今開会議会の議会期間は本日の1日間といたします。

日程3、報告第1号を議題といたします。

報告第1号について理事者より報告を求めます。

伏屋行政経営部長。

No.8 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

それでは、報告第1号についてご説明を申し上げます。

平成23年度豊明市一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を別紙のように翌年度に繰り越しをいたしました。そういうことで、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、議会に報告するものでございます。

それでは、内容の説明をいたしますので、次のページをお願いいたします。

平成23年度豊明市一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

今回、報告をいたしますのは、3月議会でお認めいただきました国の第3次補正事業の緊急防災・減災事業に係る消防通信共同化に伴う無線機整備事業及び学校耐震化工事でございます。

9款 消防費の消防施設設置事業 9,340万円は、消防通信共同化に伴うデジタル無線の

整備負担金でございます。

10 款 教育費の小学校施設維持管理事業2億 4,605 万 7,000 円は、中央小学校校舎と豊明、大宮、唐竹小学校、各屋内体育館の耐震補強工事等でございます。

同じく中学校施設維持管理事業 8,129 万 1,000 円は、栄中学校校舎の耐震補強工事等でございます。

以上の3事業を計算書のとおり、平成 24 年度に繰り越しをいたしましたので、ご報告を申し上げます。

以上で報告を終わります。

No.9 ○議長(平野敬祐議員)

理事者の報告は終わりました。

ただいまの報告について質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.10 ○議長(平野敬祐議員)

以上で日程3を終わります。

日程4、議案上程・提案説明・討論・採決に入ります。

議案第 41 号を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。

石川市長。

No.11 ○市長(石川英明君)

議案第 41 号 固定資産評価員の選任について提案の説明を申し上げます。

この案を提出しますのは、人事異動に伴い市民生活部長から税務課長に変更するもので、地方税法第 404 条第2項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからでございます。

ご審議いただく候補は、豊明市阿野町長根 63 番地、浜島吉孝、生年月日は昭和 29 年 12 月 28 日生まれでございます。

なお、略歴は別紙のとおりでございますので、ご審議の上、ご同意をお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明とさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

No.12 ○議長(平野敬祐議員)

提案理由の説明は終わりました。

本案は人事案件でありますので、質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.13 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、討論を終結し採決に入ります。

議案第 41 号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.14 ○議長(平野敬祐議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 41 号は原案のとおり可決されました。

以上で日程4を終わります。

日程5、承認第2号から承認第5号までの承認4件を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました承認4件については、提案説明及び質疑を一括して行いますので、よろしく願いいたします。

初めに、承認第2号について理事者より提案理由の説明を求めます。

平野副市長。

No.15 ○副市長(平野 隆君)

承認第2号 専決処分事項の承認についてご説明を申し上げます。

地方自治法第 179 条第1項の規定に基づき、豊明市税条例の一部を改正する条例を別添のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、これについて承認を求めるものであります。

地方税法等の一部を改正する法律が3月 31 日に公布、4月1日に施行されたのに伴いまして、平成 24 年度の固定資産税及び市民税の税額決定に必要な、特に緊急なものだけを専決とし、それ以外の部分につきましては、6月の定例会に上程をいたしますので、よろしく願いいたします。

今回の改正は、大きく2点ございます。

1点目は、3年に一度の固定資産評価替えに伴うものであって、3年間、平成 24 年度から平成 26 年度の税額について、急激な上昇を抑えるための負担調整措置を、従来のとおり継続するものであります。

2点目は、東日本大震災の被災者に対する個人市民税の特例制度を拡大するものであり、居住用財産を譲渡した場合の控除や、再度住宅を取得した際の借入金の重複控除などの特例を制度化するものであります。

それでは、内容説明を行いますので、2枚ほどめくっていただき、本則の説明にいけます。

なお、引用条項の変更、あるいは字句の整理などの軽易な内容につきましては、省略させていただきます、主要なものみの説明とさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

まず、本則中段にございます附則第 11 条の2の改正は、平成 25 年度又は 26 年度における土地の価格の特例に関する規定で、地価の下落が認められる場合には、土地の価格の措置年度、すなわち平成 25 年度及び 26 年度においても、地価の下方修正ができるよう、特例措置の適用年度を延長したものであります。

その6行ほど下、附則第 12 条の改正は、宅地等に対して賦課する固定資産税の負担調整措置を継続するため、適用年度を3年間延長するものであります。

ただし、住宅用地の措置特例は廃止をしております。

ページをおめくりいただきまして、8行目、附則第 13 条の改正は、一般農地に対する負担調整を、その2行下の第 13 条の3の改正は、市街化区域農地に対する負担調整措置を、それぞれ3年間延長するものであります。

ただし、市街化区域農地の措置特例は廃止しております。

次に、下から 10 行目、附則第 21 条の2の改正は、旧の民法 34 条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者が提出しなければならない書類を規定したものであります。

次、ページをおめくりいただきまして中段、附則第 22 条の2の改正は、東日本大震災の被災者が居住用の財産を譲渡する場合の特例制度の適用範囲を拡大し、居住しなくなって譲渡するまでの控除を受ける期間の延長を、同居の相続人にも認めていくというものであります。

ページをおめくりいただき、下から9行目から次ページにかけての附則第 23 条の改正は、東日本大震災により従前居住していた家屋が滅失してしまった方が、住宅を再度取得した場合の住宅借入金特別控除の特例を定め、従前のローン控除と新規の控除を重複して受けることができることを定めたものであります。

最後に、附則としまして、平成 24 年4月1日から施行するものであります。

また、附則第3条の一番下の表の左上に、旧条例附則第 12 条第2項とあります、以下一連のものにつきましては、住宅用地や市街化区域農地に対する固定資産税の負担調整のうち、今回の改正で廃止された措置特例を平成 24 年度と 25 年度に限り、率を 0.8 から 0.9 に変更して実施する旨の経過措置の規定であります。

以上で説明を終わります。

No.16 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、承認第3号について理事者より提案理由の説明を求めます。

平野副市長。

No.17 ○副市長(平野 隆君)

承認第3号 専決処分事項の承認についてのご説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、豊明市都市計画税条例の一部を改正する条例を別添のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、これについて承認を求めるものであります。

地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布、4月1日に施行されたのに伴いまして、市税条例と同様に平成24年度の税額決定に必要なものだけを専決処分をいたしました。

改正の概要としましては、都市計画税は固定資産税と連動しておりますので、負担調整を平成24年度から26年度まで3年間延長するというものであります。

それでは、内容説明を行います。

本則に入りますので、2枚ほどめくってください。

まず、上から3行目の附則第2項から第4項の改正は、宅地等に対して課税する都市計画税の負担調整措置を3年間延長するものであります。

10行目、附則第5項の削除につきましては、住宅用地に対する措置特例を廃止したことによるものであります。

その下、附則第6項と第7項につきましては、商業地等の負担調整を3年間延長する改正であり、次の附則第8項から第12項までは、一般農地、市街化区域農地の負担調整を3年間延長する改正であります。

途中、附則第11項の削除及び第13項の削除につきましては、市街化区域農地の措置特例を廃止したことによるものであります。

一番下の行、附則第15項の改正は、宅地等の定義に関するもので、条項ずれを修正するというものでございます。

ページをおめくりいただきまして、中ほどの第18項の改正は、用途変更宅地等についても、3年間の負担調整措置を延長するという内容のものであります。

最後に、附則ですが、平成24年4月1日から施行します。

また、ページをおめくりいただきまして、最後から2枚目の紙になりますが、中段にあります左上に旧条例附則第3項とありますが、以下一連のものは住宅用地や市街化区域農地に対する都市計画税の負担調整のうち、今回の改正で廃止された措置特例を平成24年度と25年度に限って、率を0.8から0.9に変更して実施する旨の経過措置の規定であります。

以上で説明を終わります。

No.18 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、承認第4号について理事者より提案理由の説明を求めます。

平野副市長。

No.19 ○副市長(平野 隆君)

承認第4号 専決処分事項の承認についてのご説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、豊明市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別添のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、これについて承認を求めるものでございます。

今回の国民健康保険税条例の改正につきましては、先ほどの豊明市税条例の改正と同様、地方税法の改正の施行日が4月1日であり、緊急を要するために専決処分をいたしました。

内容の説明を行います。

3枚目をお願いします。

附則に第15項として1項を加えます。

これは東日本大震災に係る被災者が居住用の財産を譲渡する場合の特例制度の適用範囲を拡大するもので、譲渡するまでの控除を受ける期間の延長を、所有者が亡くなった場合においても、また同居の相続人についても、この適用を認めるという改正をするものであります。

なお、対象となる方は、東日本大震災の被災者で本市に住民票があり、居住用財産を譲渡された方で、かつ国民健康保険の加入者ということになりますので、本市における影響はほとんどないというように考えております。

附則としまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

No.20 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、承認第5号について理事者より提案理由の説明を求めます。

原田高齢者福祉課長。

No.21 ○高齢者福祉課長(原田一也君)

承認第5号 平成23年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第4号)の専決処分事項についてご報告し、承認を求めるものでございます。

別添の補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正につきましては、歳入予算の振りかえによるもので、総額には変更なく、歳入歳出それぞれ30億6,599万3,000円とするものでございます。

それでは、内容をご説明いたしますので、4ページ、5ページをお開きください。

1款1項1目 第1号被保険者保険料を2,000万円補正減額をして、下段、7款2項1目介護給付費準備基金繰入金を同額補正増するものでございます。

この振りかえの理由につきましては、平成23年度の介護給付費が約28億2,630万円となり、それに対する国や県の公費負担分は約9億1,900万円となります。

これは年度内に交付された負担金は8億9,986万9,610円であります。この差額につきましては、年度途中において概算で負担金の算定を行うためであり、差額分の約1,900万円につきましては、事業確定後の平成24年度において過年度分として収入することになります。

これにより、介護給付費に約1,000万円の不足が生じることになりました。このような場合、第1号被保険者保険料の余剰分を介護給付費に充てて、支払いを行うのが通常でございます。

しかし、23年度の第1号被保険者保険料の収入見込みが甘かったことや、普通徴収の収納率が低下したことが主な原因で、約2,000万円ほど見込みが下回りました。このため、介護給付費に補てんすることができなくなった次第でございます。

そこで、豊明市介護給付費準備基金の設置及び管理に関する条例第6条により、介護準備基金から2,000万円を繰り入れすることで介護給付費の支払いを行うことといたしました。

なお、先にもお話をいたしました但、国や県の負担金の差額分、約1,900万円につきましては、平成24年度に交付されますので、介護準備基金に組み戻しを行うものであることを申し添えて、ご承認をお願いしたいと思います。

以上で説明を終わります。

No.22 ○議長(平野敬祐議員)

提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑については一括してお受けいたしますので、質疑のある方は挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.23 ○20番(前山美恵子議員)

では承認第2号について、市税条例の一部改正ですけれども、固定資産税の据え置き特例などの廃止によって市民の負担が増えてまいります。

どのくらいと影響額を試算されているのか、この点についてお聞かせください。

No.24 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。
平野副市長。

No.25 ○副市長(平野 隆君)

固定資産税の影響額は約 2,000 万円の増収ということになります。
終わります。

No.26 ○議長(平野敬祐議員)

ほかにございませんか。
前山美恵子議員。

No.27 ○20番(前山美恵子議員)

ごめんなさい。これは承認2号だけですが、承認3号も、これに連動して都市計画税も上がるということになるんですけれども、これについても、すみません。

No.28 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。
平野副市長。

No.29 ○副市長(平野 隆君)

都市計画税は約 280 万円の増収を見込んでございます。
終わります。

No.30 ○議長(平野敬祐議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.31 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、質疑を終結いたします。
ただいま議題となっております案件は、いずれも専決処分案件でありますので、委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。
初めに、承認第2号について討論のある方は挙手を願います。
前山美恵子議員。

No.32 ○20番(前山美恵子議員)

承認第2号 市税条例一部改正、それから関連して承認3号 都市計画税の改正についてですが、反対の討論をさせていただきます。

今回の一部改正は、国の地方税法改正が行われたことにより一部改正がされ、固定資産税の据置特例を2014年に廃止をするという改正についてであります。これについては賛成ができません。

今年度は評価替えの年度です。この評価額について過去80年代後半のバブル期に地価が暴騰した時期がありました。その影響で固定資産評価額にはね返り、住宅用地などの固定資産税や都市計画税が急騰し、その結果、個人や企業への増税にとどまらず、地代や家賃の高騰を招くなど、市民生活に大変大きな影響を与えました。

そこで、国は評価替えで評価額の80%を据え置くという特例措置や、税負担の特例率を調整するなどして軽減を図ってきました。その結果、地価が下がり続けても税負担が増えるという矛盾がずっと生じてまいりました。

ところが今回、この据置特例を2014年には廃止をするというのが、この条例の一部改正の中身であります。これによって2012年と13年度、これは評価額に対する負担水準が90%を超えるものは据え置きであります。これより小さいところでは増税になりますし、2014年以降には固定資産税、そして都市計画税がすべて増税となる。その額は2つ合わせて2,280万円、これが市民の負担増になってくるというわけであります。

ここで、なぜ国がこの税法改正に至ったのかということをつけ加えますと、このところ、自治体の税収が減っており、自治体の団体から国に対して税収増の要請があったということでもあります。

ですから、自治体の税収減を補うために市民への増税がこうやって使われたということで、私は賛成することができませんので、この承認2号と3号については反対といたします。

No.33 ○議長(平野敬祐議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.34 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

承認第2号は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.35 ○議長(平野敬祐議員)

賛成多数であります。よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決しました。
続いて、承認第3号について討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.36 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

承認第3号は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.37 ○議長(平野敬祐議員)

賛成多数であります。よって、承認第3号は原案のとおり承認することに決しました。
続いて、承認第4号について討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.38 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

承認第4号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.39 ○議長(平野敬祐議員)

ご異議なしと認めます。よって、承認第4号は原案のとおり承認することに決しました。
続いて、承認第5号について討論のある方は挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.40 ○20番(前山美恵子議員)

承認5号について、まあ賛成ではありますけれども、ここに一言、討論を申し上げておきます。

専決処分の理由として、支出に対する一般財源が不足したためとのことでありますが、このような事態を3月議会に把握できなかったというのは、当局のミスと言わざるを得ません。

しかし、だれでもがミスを起こすことは当然であります。表面に出るまでにいろんなチェック体制を密にして、これが明らかにならないというのが普通であります。

このところ、税務課の問題もありますし、今回もということで、立て続けにこういうようなことが起きました。私も、この問題の原因がどこにあるかということ、やっぱりよく把握をしないといけないのではないかと思います。

私も、介護保険についてはいろいろ職員の方に教えを請うわけですが、大変忙しい、余裕のないところでお仕事をしていらっしゃるというのが、今の実感であります。

ほかの課も、そういう事態を私はひしひしと感じているわけですので、ミスを起こしたこの原因として、職員体制の余裕のなさが、ここに1つあるということを私は申し上げて、ただ職員を削るというだけではなく、見直しを求めて私の討論といたします。

No.41 ○議長(平野敬祐議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.42 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

承認第5号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.43 ○議長(平野敬祐議員)

ご異議なしと認めます。よって、承認第5号は原案のとおり承認することに決しました。

以上で日程5を終わります。

ここで、議事の都合により暫時、休憩といたします。

午前10時37分休憩

午前11時12分再開

No.44 ○副議長(平野龍司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

休憩中に平野敬祐議長から辞職願が提出され、その取り扱いについて議会運営委員会で協議されていますので、その結果について委員長より報告を願います。

三浦桂司議会運営委員長。

No.45 ○議会運営委員長(三浦桂司議員)

副議長よりご指名がありましたので、この休憩中に開催いたしました議会運営委員会の結果を報告いたします。

ただいま、副議長よりご報告がありましたとおり、この休憩中に議長より辞職願が提出されましたので、その取り扱いについて議会運営委員会で協議をいたしました。

その結果、この案件は先決事項でありますので、直ちに辞職の件を日程に追加すること

とし、辞職が許可された場合は議長が欠員となりますので、直ちに議長の選挙を日程に追加することといたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.46 ○副議長(平野龍司議員)

ご苦労さまでした。

ただいま報告されましたとおりでありますので、今後の議事進行につきましては、私が務めさせていただきますので、何分にも不慣れではありますが、皆さんの格段のご協力をお願いいたします。

お諮りいたします。ただいま、議会運営委員長より報告されましたとおり、議長の辞職許可の件を直ちに日程に追加し議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.47 ○副議長(平野龍司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議長の辞職許可の件を直ちに日程に追加し議題といたします。

平野敬祐議長は地方自治法第 117 条の規定により除斥の対象となりますので、退席を願います。

(議長 平野敬祐議員退室)

No.48 ○副議長(平野龍司議員)

事務局長をして辞職願を朗読させます。

成田議会事務局長。

No.49 ○議会事務局長(成田 宏君)

辞職願

平成 24 年5月 16 日

豊明市議会副議長殿

豊明市議会議長 平野敬祐

今般、都合により議長を辞職いたしたいので、地方自治法第 108 条の規定により許可されるようお願いいたします。

以上でございます。

No.50 ○副議長(平野龍司議員)

お諮りいたします。平野敬祐議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.51 ○副議長(平野龍司議員)

ご異議なしと認めます。よって、平野敬祐議長の辞職は許可することに決しました。
平野敬祐議員の入室をお願いいたします。

(前議長 平野敬祐議員入室)

No.52 ○副議長(平野龍司議員)

平野敬祐議員に報告をいたします。

議長の辞職願は許可されましたので、その旨、報告をいたします。

お諮りいたします。ただいま議長が欠員になりましたので、この際、議長の選挙を日程に追加し、直ちに議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.53 ○副議長(平野龍司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、直ちに議題といたします。
選挙の方法は、地方自治法第 118 条の規定に従い投票により行います。
議場の封鎖を命じます。

(議場封鎖)

No.54 ○副議長(平野龍司議員)

ただいまの出席議員数は 20 名であります。
職員をして投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

No.55 ○副議長(平野龍司議員)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

No.56 ○副議長(平野龍司議員)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は1回とし、高得票者を当選人といたします。

ただし、公職選挙法第95条の規定により、法定得票数に達しない場合は、再選挙を行います。

また、同点者が2名以上の場合は、くじで決めます。

投票は単記、無記名であり、白票は無効投票として取り扱います。

それでは、議席番号1番より順に投票願います。

(投票)

No.57 ○副議長(平野龍司議員)

投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の封鎖を解きます。

(議場開鎖)

No.58 ○副議長(平野龍司議員)

開票を行います。

豊明市議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番 川上 裕議員と6番 近藤善人議員を指名いたします。

立会人は登壇を願います。

(立会人登壇)

No.59 ○副議長(平野龍司議員)

開票を願います。

(開票)

No.60 ○副議長(平野龍司議員)

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 20 票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票 19 票、無効投票1票。

有効投票中、安井 明議員 13 票、月岡修一議員6票。

以上のおりであります。

よって、安井 明議員が議長に当選されました。

豊明市議会会議規則第32条第2項の規定により、本席より安井 明議員に告知いたし

ます。

ここで、安井 明議員より当選の承諾及びあいさつを登壇にてお願いいたします。

No.61 ○新議長(安井 明議員)

豊明市議会の議長の就任に当たり、一言御礼のごあいさつを申し上げます。

先輩議員がみえる中で、この私にご推挙をいただき、心より感謝をいたしております。

豊明市議会も今議会より通年議会になります。今後は議長としまして、中立公正な立場で議長という重責を担っていきたいと考えております。

そのためにも、ぜひ議員各位の今後ともご指導、ご鞭撻、それからご協力を心よりお願いを申し上げまして、ごあいさつにかえたいと思います。

ありがとうございました。(拍手)

No.62 ○副議長(平野龍司議員)

この際、前議長 平野敬祐議員より登壇にてあいさつをお願いいたします。

No.63 ○前議長(平野敬祐議員)

まずもって、安井 明議員には議長ご就任おめでとうございます。

私は選挙を終わって最初の1年間、議長を努めさせていただきました。この間、新市長や県会議員とも年代が近いということで、方々の会合などに出かけたときに、いろんな世間話もさせていただきましたし、そういったところで本当に和気あいあいとできたというふうに思っておりますけれども、議会に来ますと緊張感あふれる議会運営ということで、私などには少々責任が重いというふうに思いながらの1年でもございました。

ただ、これからもやはり豊明市のため、豊明市民のためということで、議員各位と私も手を抜くことなく、今後も議員活動に邁進させていただきますので、また1議員、平野敬祐をよろしく願い申し上げます、退任のごあいさつとさせていただきます。

どうも皆さんありがとうございました。(拍手)

No.64 ○副議長(平野龍司議員)

平野敬祐前議長には1年間にわたり、ご苦労さまでした。

新しい議長が決定いたしましたので、これにて私の職務は終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

安井 明新議長さん、議長席へ着席をお願いいたします。

No.65 ○議長(安井 明議員)

ただいまより、私が議事の進行を務めさせていただきますが、何分にも不慣れでありま

すので、格段のご協力をお願いいたします。

この際、議事の都合により暫時、休憩といたします。

午前11時30分休憩

午後1時20分再開

No.66 ○議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

休憩中に平野龍司副議長から辞職願が提出され、その取り扱いについて議会運営委員会で協議されていますので、その結果を委員長より報告を願います。

三浦桂司議会運営委員長。

No.67 ○議会運営委員長(三浦桂司議員)

議長よりご指名がありましたので、この休憩中に開催いたしました議会運営委員会の結果をご報告いたします。

ただいま、議長よりご報告がありましたとおり、この休憩中に副議長より辞職願が提出されましたので、その取り扱いについて議会運営委員会で協議をいたしました。

その結果、この案件は先決事項でありますので、直ちに辞職の件を日程に追加することとし、辞職が許可された場合は副議長が欠員となりますので、直ちに副議長の選挙を日程に追加することといたしました。

なお、安井議員より提出されました議会運営委員会の副委員長の辞任願が委員会で許可され、新たに伊藤議員が副委員長に選出されました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.68 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

お諮りいたします。ただいま、議会運営委員長より報告されましたとおり、副議長の辞職許可の件を直ちに日程に追加し議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.69 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、副議長の辞職許可の件を直ちに日程に追加し議題といたします。

平野龍司副議長は地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、退席をお願いいたします。

(副議長 平野龍司議員退室)

No.70 ○議長(安井 明議員)

事務局長をして辞職願を朗読させます。
成田議会事務局長。

No.71 ○議会事務局長(成田 宏君)

辞職願
平成 24 年5月 16 日
豊明市議会議長殿

豊明市議会副議長 平野龍司

今般、都合により副議長を辞職いたしたいので、許可されるようお願いいたします。
以上でございます。

No.72 ○議長(安井 明議員)

お諮りいたします。平野龍司副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

No.73 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、平野龍司副議長の辞職は許可することに決しました。
平野龍司議員の入室をお願いいたします。
(前副議長 平野龍司議員入室)

No.74 ○議長(安井 明議員)

平野龍司議員に報告をいたします。
副議長の辞職願は許可されましたので、その旨報告をいたします。
お諮りいたします。ただいま副議長が欠員となりましたので、この際、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

No.75 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに議題といたします。
選挙の方法は、地方自治法第 118 条の規定に従い投票により行います。

議場の封鎖を命じます。

(議場封鎖)

No.76 ○議長(安井 明議員)

ただいまの出席議員数は 20 名であります。

職員をして投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

No.77 ○議長(安井 明議員)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

No.78 ○議長(安井 明議員)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は1回とし、高得票者を当選人といたします。

ただし、公職選挙法第 95 条の規定により、法定得票数に達しない場合は、再選挙を行います。

また、同点者が2名以上の場合は、くじで決めます。

投票は単記、無記名であり、白票は無効投票として取り扱います。

それでは、議席番号1番より順に投票願います。

(投票)

No.79 ○議長(平野敬祐議員)

投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の封鎖を解きます。

(議場開鎖)

No.80 ○議長(安井 明議員)

開票を行います。

豊明市議会会議規則第 31 条第2項の規定により、立会人に2番 毛受明宏議員と5番 早川直彦議員を指名いたします。

立会人は登壇を願います。

(立会人登壇)

No.81 ○議長(安井 明議員)

開票を願います。

(開 票)

No.82 ○議長(安井 明議員)

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 20 票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票 19 票、無効投票1票。

有効投票中、三浦桂司議員 12 票、月岡修一議員6票、前山美恵子議員1票。

以上のとおりであります。

よって、三浦桂司議員が副議長に当選されました。

豊明市議会会議規則第 32 条第2項の規定により、本席より三浦桂司議員に告知いたします。

ここで、三浦桂司議員より当選の承諾及びあいさつを登壇にてお願いいたします。

No.83 ○新副議長(三浦桂司議員)

副議長に選出いただきまして、まことにありがとうございます。

重大な職責だと痛感しております。安井議長を全力でお支えし、この1年間、全力で取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。(拍 手)

No.84 ○議長(安井 明議員)

この際、前副議長 平野龍司議員より登壇にてあいさつをお願いいたします。

No.85 ○前副議長(平野龍司議員)

昨年の5月に副議長に就任以来、議員の皆様、それから当局の方々に支えていただきまして、1年間、大過なく務めさせていただいたことに感謝を申し上げたいと思います。

この1年間、市内各地区の行事とか各団体の催しに出席させていただき、市民の方々からのご意見、ご要望等をいろいろいただき、大変参考になり、勉強させていただきました。

また、県内はもとより、県外の議員さんとも交流の場を持つ機会が多く、意見交換ができ

たことを、私自身、議員として一回りも二回りも成長できたかなというふうに思っております。

今後、こうした経験を生かし、議員活動に邁進してまいりたいというふうに思っております。

改めまして、議員の皆さんと当局の方々に感謝を申し上げ、退任のごあいさつとさせていただきます。

1年間、どうもありがとうございました。(拍手)

No.86 ○議長(安井 明議員)

平野龍司前副議長には1年間、ご苦労さまでございました。

ここで、議事の都合により暫時、休憩いたします。

午後1時37分休憩

午後4時43分再開

No.87 ○議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議時間を延長いたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.88 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決しました。

休憩中にお手元に配付をいたしましたとおり、議案第42号、選挙第1号及び選挙第2号が追加提案され、その取り扱いについて議会運営委員会で協議をされておりますので、その結果について報告を願います。

伊藤 清議会運営副委員長。

No.89 ○議会運営副委員長(伊藤 清議員)

議長よりご指名がありましたので、この休憩中に開催いたしました議会運営委員会の結果をご報告いたします。

休憩中に三浦桂司委員長より辞任願が提出をされ、委員会において許可されました。したがって、現在、委員長が欠員でありますので、私が委員長の職務を代行し、ご報告をいたします。

お手元に配付されておりますとおり、議案第42号、選挙第1号及び選挙第2号の提案が

ありましたので、その取り扱いについて協議をいたしました。

その結果、議案第 42 号については、直ちに日程に追加し議題とすることといたしました。

また、選挙第 1 号及び選挙第 2 号については、本日の予定議事終了後に日程に追加し、直ちに議題とすることといたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.90 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

お諮りいたします。ただいま報告されましたとおり、議案第 42 号を直ちに日程に追加し議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.91 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 42 号 監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により近藤郁子議員は除斥の対象となりますので、退席をお願いします。

(近藤郁子議員退室)

No.92 ○議長(安井 明議員)

理事者より提案理由の説明を求めます。

石川市長。

No.93 ○市長(石川英明君)

監査委員の選任。

それでは、議案第 42 号について提案理由の説明を申し上げます。

議会選出の監査委員に欠員が生じています。監査委員の選任につきまして、お願いを申し上げます。

記として、住所 豊明市沓掛町宿 18 番地、氏名 近藤郁子、生年月日 昭和 33 年 11 月 25 日生まれ。

この案を提出するのは、地方自治法第 196 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を得るために必要があるからでございます。

別添に近藤郁子さんの経歴がありますが、私からご説明を申し上げるまでもなく、過去にとよあけ元気まちづくり対策特別委員会副委員長、並びに同委員会委員長、さらには福祉文教委員会副委員長、建設消防委員会委員長などの要職につかれておりました。

監査委員といたしましても、適任者であると考えております。
議員全員の皆さんの同意をよろしくお願い申し上げます、提案理由とさせていただきます。
よろしくお願い申し上げます。

No.94 ○議長(安井 明議員)

提案理由の説明は終わりました。

本案は人事案件でありますので、質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.95 ○議長(安井 明議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 42 号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(起立採決願いますの声あり)

No.96 ○議長(安井 明議員)

では、起立採決のご意見がありますので、起立によって採決を行いたいと思います。

議案第 42 号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.97 ○議長(安井 明議員)

賛成多数であります。よって、議案第 42 号は原案のとおり可決されました。

近藤郁子議員の入室を許可します。

(近藤郁子議員入室)

No.98 ○議長(安井 明議員)

日程6、選任第1号 常任委員会の委員の選任についてを議題といたします。

事務局長をして説明させます。

成田議会事務局長。

No.99 ○議会事務局長(成田 宏君)

選任第1号 常任委員会の委員の選任についてご説明を申し上げます。

豊明市議会委員会条例第3条第1項及び第5条の規定により、5月15日をもって常任委

員会委員の任期が満了となりましたので、同条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名するものでございます。

以上です。

No.100 ○議長(安井 明議員)

各委員の選任につきましては、あらかじめご協議をいただきました結果に基づき指名をいたします。

お諮りいたします。お手元に配付をいたしました常任委員会の委員選任表のとおり指名いたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.101 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、お手元に配付をいたしました常任委員会の委員選任表のとおり選任することに決しました。

ただいま、選任いたしました各常任委員会の委員長及び副委員長を互選するため、この際、暫時休憩といたします。

午後4時51分休憩

午後5時5分再開

No.102 ○議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

休憩中に各常任委員会が開催され、委員長及び副委員長が互選されましたので、事務局長をして氏名を朗読させます。

成田議会事務局長。

No.103 ○議会事務局長(成田 宏君)

それでは、各常任委員会の正副委員長さんのお名前を朗読いたします。

総務委員会委員長 平野龍司議員、副委員長 近藤千鶴議員。

福祉文教委員会委員長 一色美智子議員、副委員長 村山金敏議員。

建設消防委員会委員長 杉浦光男議員、副委員長 川上 裕議員。

以上でございます。

No.104 ○議長(安井 明議員)

ただいま、各常任委員会で互選されました正副委員長さんにはご苦労さまですが、よろ

しくお願いをいたします。

以上で日程6を終わります。

日程7、選任第2号 議会運営委員会の委員の選任についてを議題といたします。

事務局長をして説明させます。

成田議会事務局長。

No.105 ○議会事務局長(成田 宏君)

選任第2号 議会運営委員会の委員の選任についてご説明を申し上げます。

豊明市議会委員会条例第4条第3項及び第5条の規定により、5月15日をもって議会運営委員会委員の任期が満了となりましたので、同条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名するものでございます。

以上です。

No.106 ○議長(安井 明議員)

委員の選任につきましては、あらかじめご協議をいただきました結果に基づき指名をいたします。

お諮りいたします。お手元に配付をいたしました議会運営委員会の委員選任表のとおり指名いたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.107 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、お手元に配付をいたしました議会運営委員会の委員選任表のとおり選任することに決しました。

ただいま、選任いたしました議会運営委員会の委員長及び副委員長を互選するため、暫時休憩といたします。

午後5時8分休憩

午後5時45分再開

No.108 ○議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

休憩中に議会運営委員会が開催され、委員長及び副委員長が互選されましたので、報告いたします。

議会運営委員長には毛受明宏議員、副委員長には伊藤 清議員が互選されました。

正副委員長さんにはご苦労さまですが、よろしくお願いをいたします。

なお、本日の議事運営についても協議がされておりますので、委員長より報告願います。

毛受明宏議会運営委員長。

No.109 ○議会運営委員長(毛受明宏議員)

議長よりご指名がありましたので、この休憩中に開催いたしました議会運営委員会の結果をご報告いたします。

委員長及び副委員長の互選を行った後、お手元に配付されておりますとおり、動議第2号 議会の閉会中における議会運営委員会の継続調査についての提案がありましたので、その取り扱いについて協議をいたしました。

その結果、動議第2号については、本日の予定議事終了後に日程に追加し、直ちに議題とすることといたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.110 ○議長(安井 明議員)

ご苦勞さまでした。

以上で日程7を終わります。

ここで、お諮りいたします。お手元に配付いたしましたとおり、選挙第1号が提案されておりますので日程に追加し、直ちに議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.111 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、選挙第1号 東部知多衛生組合議会の議員の補欠選挙についてを日程に追加し、直ちに議題といたします。

事務局長をして説明させます。

成田議会事務局長。

No.112 ○議会事務局長(成田 宏君)

選挙第1号 東部知多衛生組合議会の議員の補欠選挙についてご説明いたします。

本市より選出の東部知多衛生組合議会の議員1名が辞職されましたので、同組合同規約第7条の規定により、議員1名の補欠選挙を行うものでございます。

以上です。

No.113 ○議長(安井 明議員)

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、

指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.114 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、毛受明宏議員において指名することといたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.115 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、毛受明宏議員において指名することに決しました。

毛受明宏議員より指名をお願いいたします。

No.116 ○2番(毛受明宏議員)

ただいま、議長のお取り計らいにより、各議員のご賛同をいただきましたので、私から推薦を申し上げます。

東部知多衛生組合議会の議員には、議長の安井 明議員を推薦いたしますので、議員全員のご賛同をお願いいたします。

以上でございます。

No.117 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

お諮りいたします。ただいま指名されましたとおり、議長の安井 明を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.118 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名されました議長の安井 明が、東部知多衛生組合議会の議員に当選いたしました。

豊明市議会会議規則第 32 条第2項の規定により、本席より議長の安井 明に告知いたします。

さらに、お諮りいたします。お手元に配付いたしましたとおり、選挙第2号が提案されておりますので日程に追加し、直ちに議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.119 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、選挙第2号 愛知県競馬組合議会の議員の補欠選挙についてを日程に追加し、直ちに議題といたします。

事務局長をして説明させます。

成田議会事務局長。

No.120 ○議会事務局長(成田 宏君)

選挙第2号 愛知県競馬組合議会の議員の補欠選挙についてご説明いたします。

本市より選出の愛知県競馬組合議会の議員2名が辞職されましたので、同組合同規約第7条第1項の規定により、議員2名の補欠選挙を行うものでございます。

以上です。

No.121 ○議長(安井 明議員)

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.122 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、毛受明宏議員において指名することといたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.123 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、毛受明宏議員において指名することに決しました。

毛受明宏議員より指名をお願いします。

No.124 ○2番(毛受明宏議員)

ただいま、議長のお取り計らいにより、各議員のご賛同をいただきましたので、私から推薦を申し上げます。

愛知県競馬組合議会の議員には、15番 杉浦光男議員、20番 前山美恵子議員の2名の方を推薦いたしますので、議員全員のご賛同をお願いいたします。

以上でございます。

No.125 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

お諮りいたします。ただいま指名されました2名の諸君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.126 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名されました2名の諸君が、愛知県競馬組合議会の議員に当選されました。

豊明市議会会議規則第32条第2項の規定により、本席より15番 杉浦光男議員、20番 前山美恵子議員に告知いたします。

さらに、お諮りいたします。お手元に配付をいたしましたとおり、動議第2号が提案されておりますので日程に追加し、直ちに議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.127 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、動議第2号 議会の閉会中における議会運営委員会の継続調査についてを日程に追加し、直ちに議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

毛受明宏議員、登壇にて説明願います。

No.128 ○2番(毛受明宏議員)

議長よりご指名をいただきましたので、動議第2号 議会の閉会中における議会運営委員会の継続調査についての提案説明を行います。

各議員の皆さんはご承知のとおり、今定例会より通年議会としているところでありますが、閉会後には次の定例会の議事日程を始め、会議運営等を議会開会前にあらかじめ協議する必要が生じてまいります。

また、地方自治法第109条の2第4項に規定する3項目の調査研究について、地方自治法第109条の2第5項の規定により、閉会中も引き続いて調査することを付託するため議会の議決を求めるものであります。

なお、調査及び研究の期間については、平成24年5月から平成27年4月までとするものでございます。

以上、議員全員のご賛同をお願いいたしまして、簡単ではございますが、提案説明いたします。

No.129 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

以上で提案理由の説明を終わり、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.130 ○議長(安井 明議員)

これにて、質疑を終結いたします。

本案は議員提出案件でありますので委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入りたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.131 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.132 ○議長(安井 明議員)

これにて、討論を終結し採決に入ります。

動議第2号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.133 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、動議第2号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。明5月17日から6月7日までの22日間を休会といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.134 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、明5月17日から6月7日までの22日間を休会とすることに決しました。

市長よりあいさつを願います。

石川市長。

No.135 ○市長(石川英明君)

本日の開会議会の終了に当たりまして、一言あいさつを申し上げます。

本日の開会議会におきまして、議長に当選されました安井 明議員及び副議長に当選されました三浦桂司議員には、心からお祝いを申し上げます。

また、監査委員の近藤郁子議員を始め、各委員会の構成や広域行政にかかわる各議員の選出に際しましても、熟慮して選任を行っていただき、深く感謝申し上げます。

また、今議会にご提案申し上げました固定資産評価員の選任を始め、全議案をお認めいただきまして、まことにありがとうございました。

今後とも、議員の皆様と一致団結いたしまして、豊明市政発展のために邁進をしてみたいと思います。

さて、開会のあいさつでも申し上げましたが、東日本大震災では、改めて地震や津波の恐ろしさを再認識したところでございます。

また最近では、茨城県などで竜巻の被害も報じられており、被災地の復興支援はもとより、今後も本市の防災対策に万全を期してまいりたいと存じます。

また、本年度も1カ月半ほど過ぎ、事業が本格化してまいりました。こうした中、私の目指します住民参加の新しい公共の実現に向け、昨年にもまして邁進していく所存であります。

今後とも、議会の皆さんや市民の皆さんのご理解、ご協力を切にお願い申し上げますとともに、議員の皆様のご健勝と今後のご活躍を心からご祈念を申し上げまして、散会のあいさつとさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

No.136 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

大変不慣れな議事進行でご迷惑をおかけしたと存じますが、ご協力ありがとうございました。今後とも、格段のご協力をお願いいたします。

長時間にわたりました慎重なご審議、ご苦労さまでございました。

次回は、6月8日午前10時より6月定例会を開きます。

本日は、これもちまして散会いたします。

午後6時1分散会

